

議案第 79 号

津久見市との事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日限りで津久見市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

理 由

津久見市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止するため提出する。

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第２項の規定に基づき、津久見市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託を令和８年３月３１日限りで廃止したいので協議する。

記

津久見市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する
規約を廃止する規約

津久見市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成２４年８月１日施行）を、廃止する。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。